

医療施設近代化施設整備事業の概要

I 目的

医療資源の効率的な再編及び地域医療の確保に配慮しつつ、療養病床の整備を進めるとともに、へき地や都市部の診療所の円滑な承継のための整備を促進し、もって医療施設の経営の確保を目的とするものです。

II 事業の種類と補助条件

①承継に伴う整備をする診療所……………	1	承継に伴う整備（P 1）
②療養病床を整備する有床診療所……………	2	改修等により療養病床を整備する診療所（P 2）
	3	療養病床療養環境改善事業（P 2）

1 承継に伴う整備

(1) 補助条件

次の①から⑤までをすべて満たすこと。

- ① 次のいずれかの条件に該当し、かつ、事業実施年度の前年度、当該年度又は翌年度の承継に伴う施設整備であること。
 - ア 山村振興法・過疎地域自立促進特別措置法・離島振興法・小笠原諸島振興開発特別措置法に規定する地域の診療所（奥多摩町、檜原村、伊豆諸島、小笠原諸島の診療所）
- ② 救急患者の搬入口を整備すること。
- ③ 高齢者・身体障害者等に配慮したスロープを整備すること。
- ④ 療養指導室を整備すること。
- ⑤ 小児科を標榜するものについては、乳幼児を抱える母親の通院等のための環境整備（授乳室、託児室等）をすること。

※ 個人の開設する診療所のみが補助対象となります。医療法人の開設する診療所は対象になりません。

(2) 補助対象経費

医療施設の患者の療養環境、医療従事者の職場環境、衛生環境等の改善に要する工事費又は工事請負費。ただし、土地の取得費用、外構工事費用、設計その他工事に伴う事務に要する費用などについては、補助対象外経費とする。

(3) 補助金の計算式

選定面積（①）×選定単価（②）×補助率＝補助金額

- ① 選定面積…「基準面積※1」と「実際の補助対象面積」とを比較して少ない方の面積
- ② 選定単価…「基準単価※2」と「補助対象部分の建築単価」とを比較して低い方の単価

※1 基準面積

- ・無床診療所 ……160㎡
- ・有床診療所 5床以下の場合…240㎡
- 6床以上の場合…760㎡

※2 基準単価（令和6年度の基準単価）

- 鉄筋コンクリート ……198,000円／㎡（ただし、離島地区は212,200円／㎡）
- ブロック ……172,200円／㎡（ただし、離島地区は185,000円／㎡）
- 木造 ……198,000円／㎡（ただし、離島地区は212,200円／㎡）

(4) 補助率

0.5

2 改修等により療養病床を整備する診療所

※ ただし、整備区域において一般病床から療養病床に転換する診療所及び3に該当する診療所は除く。

(1) 補助条件

次の①から⑥までをすべて満たすこと。

- ① 東京都保健医療計画上の病床非過剰地域に所在する診療所であり、当該整備計画は非過剰病床数の範囲内であること。
- ② 整備区域の病床数は、医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成10年厚生省令第35号）の施行の際に開設の許可を受けている診療所の病床数の範囲内であること。なお、増床を伴う計画でないこととし、整備完了後においても増床しないこと。
- ③ 建替整備（改築、移転新築及び増築）の場合は、築後20年以上経過していること。なお、移転新築の場合は同一医療圏内での整備計画であること。
- ④ 改修、改築、移転新築及び増築により整備する療養病床の1床ごとの病室面積を内法で6.4㎡以上確保し、かつ、以下のいずれかを満たすものであること。
 - ア 1床当たりの病棟面積を18㎡以上確保する（壁芯面積）
 - イ 1床当たりの病室面積を8㎡以上確保する（内法面積）
- ⑤ 機能訓練室、患者食堂、談話室及び浴室を必ず設置すること（談話室と患者食堂の兼用は可とする）。

(2) 補助対象経費

療養病床を整備するための施設整備費。ただし、土地の取得費用、外構工事費用、設計その他工事に伴う事務に要する費用などについては、補助対象外経費とする。

(3) 補助金の計算式

選定額（①）×補助率＝補助金額

- ① 定額…「補助基準額※」と「補助対象部分の実支出額」を比較して低い方の額

※ 補助基準額

4,270千円×整備後の療養病床の病床数

(4) 補助率

0.5

3 療養病床療養環境改善事業

(1) 補助条件

経過措置の適用を受けている移行型の療養病床を有する診療所が、完全型（廊下幅は除く）の基準を満たすために必要な療養環境の改善を図る改修整備事業（一部増築も含む）において、次の①から③の条件を全て満たすこと。

- ① 療養病床に必要な機能訓練室、患者食堂及び浴室の全部又は一部の整備事業であること。
- ② 病室の整備を伴わない整備計画であること。
- ③ 整備後は、医療法及び医療法施行規則本則に定める療養病床の構造設備の基準を満たすこと。
なお、廊下幅に限り、平成5年改正省令附則、平成10年改正省令附則及び平成13年厚生省令附則に定める経過措置の基準を適用しても差し支えないものとする（整備後は完全型（廊下幅は除く）の基準を満たすこと。）。

(2) 補助対象経費

機能訓練室、患者食堂、浴室、付属設備等の整備に要する施設整備費

(3) 補助金の計算式

$$\text{補助金額} = \text{①選定額} \times \text{②補助率}$$

①選定額

補助基準額※と「(2) 補助対象経費」の実支出額とを比較して低い方の額

※ 補助基準額

次のア及びイに掲げる基準面積に基準単価（P1「1 承継に伴う整備」の基準単価と同じ）を乗じた額とウにより算出された額の合計額とする。

ア 機能訓練室… 1施設あたり 40 m²

イ 患者食堂…… 療養病床1床あたり 1 m²

ウ 浴室…………… 浴室1か所あたり 12,482 千円。

ただし、都知事が必要と認める場合は 24,967 千円とする。

②補助率

0.5

III 注意事項

1 病室の整備

「療養病床療養環境改善事業」を除き、病室の整備を行うことが前提条件となります。外来部門だけの整備では補助対象とはなりません。

また、整備後、増床をすることもできません。

2 土地・建物の所有

土地については借地であっても補助対象となりますが、建物については、すべての建物（整備区域内外問わず）が、事業計画書提出の時点で開設者の所有であることが補助の条件となります。

※ 建物は、個人が開設する医療機関の場合は、開設者である個人の所有、医療法人等の法人が開設する医療機関の場合は、法人の所有である必要があります。

3 財産処分の制限について

補助を受けて整備した施設には、財産処分の制限がかかります。

当該事業の目的から外れた変更を行うことは原則できません。やむを得ず変更する場合には、所定の手続き（場合によっては補助金の返還も含む）を行っていただく必要がありますので、事業計画の検討は慎重をお願いします。

なお、制限期間は鉄筋コンクリート造の病院の場合で39年間とされています。また、補助金返還の必要性は、変更後の施設形態などで変わってきます。

4 重複補助の禁止

当該事業での補助金と、対象経費を同じくして他の事業での補助金等を受けることはできません。

5 契約締結方法

補助事業に係る工事契約については、当方で定めた契約手続基準の遵守（原則として入札）が必要です。

6 契約手続時期

補助事業に係る工事契約については、内示後に入札による業者選定を行った上で、締結することが必要です。

7 補助額

補助金は、あくまでも都の予算の範囲内で支出することになります。算出された補助額を保障するものではありませんのでご注意ください。正式な補助金額は事業完了後に交付される、額の確定通知をもって決定します。

8 補助事業者の承認

本補助事業については、今回の事業計画の提出を持って実施が決定するものではありません。「補助事業者審査会」にて、事業計画の審査を行い、その結果をもって補助事業者として承認され、補助事業を実施することができます。

9 その他

この事業概要は、令和6年度事業に関するものです。都財政の状況等から、今後内容（補助条件、単価、補助率等）を変更する可能性もありますので、あらかじめご了承ください。

医療施設近代化施設整備事業(一般)

東京都保健医療局医療政策部医療政策課地域医療対策担当
電話 (03)5320-4417